

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭における仕事と育児の両立は親にとって大きな負担がかかります。市では、ひとり親家庭の方へ支援をしたり、母子・父子自立支援員が生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を受け付けて、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。ここでは、主な支援のみ掲載しています。

経済的支援(手当)

受給要件	支給額 / 支給月
児童扶養手当 (国) ID 1012908 18歳以下（18歳到達の年度末日まで）一定の基準以上の障害を有する児童は20歳未満）で次のいずれかの状態にある児童を養育している父母または養育者（祖父母等） ・父が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が生死不明である児童 ・父または母に1年以上遺棄されている児童 ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ・父が婚姻しないで生まれた児童 ・父または母が重度の障害（身体障害者手帳1級・2級程度）を有する児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	【令和5年4月現在】 ・児童一人 月額44,140円～10,410円（所得に応じて決定） ・児童二人目 上記に10,420～5,210円加算（所得に応じて決定） ・児童3人目以降 児童一人増すごとに6,250～3,130円加算（所得に応じて決定） ●奇数月の11日（土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日） ※本人及び、同居の親族等の所得が一定以上ある場合、手当の全部又は一部が支給されません。
愛知県遺児手当 ID 1002915 県内に在住し、離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより片親または両親がいないか、父または母が重度の障害状態にある、18歳以下の児童（18歳到達の年度末日まで）を養育している方。 ※支給開始から5年間のみ支給	・児童一人 支給開始月から1～3年目 …月額4,350円 支給開始月から4～5年目 …月額2,175円 ●奇数月の25日（土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日） ※本人及び、同居の親族等の所得が一定以上ある場合、手当は支給されません。
江南市児童扶養手当 (市) ID 1002916 市内に在住し、離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより片親または両親がいないか、父または母が重度の障害状態にある、18歳以下の児童（18歳到達の年度末日まで）を監護・養育している方。	・児童一人…月額2,300円 ●奇数月の25日（土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日） ※本人の所得が一定以上ある場合、手当は支給されません。

経済的支援(母子・父子家庭医療費助成) ID 1011365 問:保険年金課 54-1111 (内線254)

母子・父子家庭等の医療費の一部を公費で負担しています。

支給を受けることができる方

- 母子家庭および父子家庭の18歳以下の児童とその児童を扶養している母および父。
- 両親のいない18歳以下の児童。

※ただし、一定額以上の所得(養育費の8割を含む)がある方には支給されません。所得制限限度額は、児童扶養手当受給資格者の一部支給停止限度額と同額です。

支給の内容

医療費（保険診療による自己負担分）

就業支援

問:こども政策課 54-1111 (内線476)

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母または父の職業能力の向上と求職活動の促進を図るために、次の支援を行っています。受給を希望する場合は、手続きが必要ですのでご相談ください。

ID 1009693

母子・父子自立支援員が相談にのります

- 月曜～金曜 午前9時～午後5時
- 内線476



①自立支援教育訓練給付金

江南市が指定した教育訓練給付講座を受講することにより、自立が効果的に認められる場合に、受講終了後、受講費用の一部を給付します。講座の受講開始前に、事前相談が必要です。

②高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために6ヶ月以上養成機関で修業した場合に、その全期間(48ヶ月)について支給します。

- 支給額…市県民税非課税世帯は月額10万円 / 課税世帯は月額7万5百円

※修了期間の最後の12ヶ月の支給月額は、4万円増額になります。

③高等職業訓練促進資金貸付

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付します。

※5年間継続して就業した場合には返済は免除されます。

挑戦して
みようかな



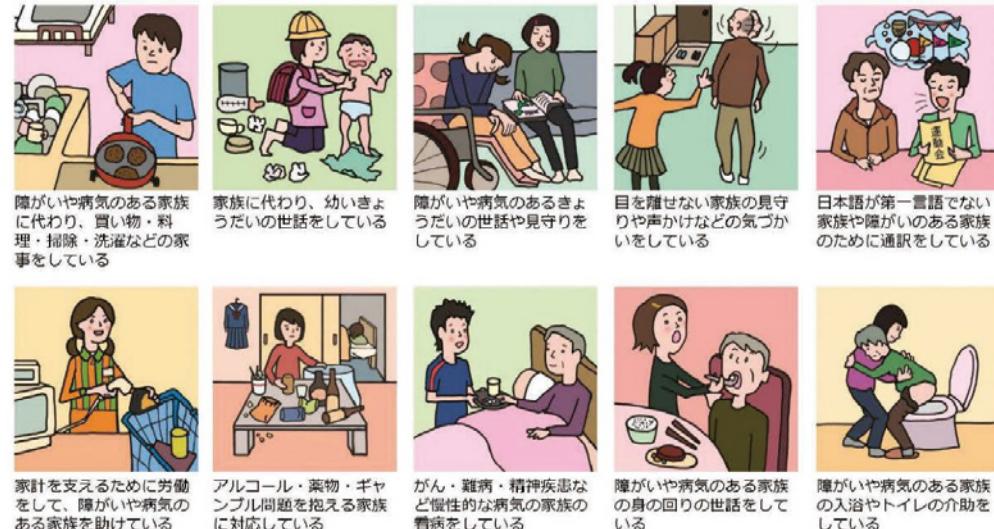
ID 1011828

ヤングケアラーについて知って下さい

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般的に次のような子どもたちのことをいいます。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思われるかもしれません。でも、年齢などに見合わない重い責任や負担を負うことで、学業などに支障が生じたり、心や体に不調が出たりして、子どもらしい生活が送れなかったりすることがあります。子ども本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多いと言われています。「ヤングケアラーかな？」と思われる子どもに気付かれた場合は、下記の窓口にご相談ください。

- こども家庭センター ☎58-5850 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (いちはやく・おなやみを) 24時間365日 通話料無料
- 24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310 (なやみ言おう) 24時間365日 通話料無料